

2025 年 8 月 22 日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」に対する意見について

2025 年 6 月 25 日付で意見募集が開始された標題中間試案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「民法(成年後見等関係)の改正に関する中間試案」に関する意見等一覧

#	大項目	中項目	案	頁数	行数	意見等	理由・背景等
1	第1法定後見の開始の要件及び効果等	1法定後見の開始の要件及び効果	乙1案	2	2～	成年後見の類型において、事理弁識能力不十分である者と欠く常況にある者は区別すべきであるため、類型を甲案(3類型)から変更するのであれば、乙2案の方が好ましいと考える。	遺言の取扱においても医師の立会に関する規律を維持して欲しいと考えている。本人の意思決定を保護する目的で今回の法改正を行う上で、事理弁識能力の程度に区別は必要。
2	第1法定後見の開始の要件及び効果等	1法定後見の開始の要件及び効果		1～3	－	法定後見の開始に際して、家庭裁判所が「必要があると認める時」に審判をするものとなっているが、本人に不動産売買等の取引がなくとも継続的な銀行取引がある以上、継続的な銀行取引を「必要がある」事項として考慮していただきたい。	日常の銀行取引においても、本人は理解・判断して預金(財産)に関する取引をすべきものであるため。
3	第1法定後見の開始の要件及び効果等	1法定後見の開始の要件及び効果		2 3	16 2～3	乙1案・乙2案において、法定後見における代理権に関して「必要があると認めるときは、請求権者の請求により、本人のために特定の法律行為について保護者に代理権を付与する旨の審判をすることができるものとする」とある。代理権設定の範囲が個別具体的な事案毎に付与される場合は、登記事項証明書等で取引の相手方が客観的に判別可能であることが必要であると考え。	代理権設定の範囲が個別具体的な事案毎に付与される場合は、引き続き登記証明書等で取引の相手方が客観的に判別可能であることが必要であると考え。
4	第2法定後見の終了	1法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の(個別の)審判の取消し		8～9	－	法定後見の終了に際して、家庭裁判所が「必要がなくなつたと認める時」に保護開始を取り消す審判をするものとなっている。本人の事理弁識能力の程度にかかわらず、補充性の観点(＝法定後見以外の支援等があること)が確認できない場合には、「(保護の)必要がある」ものとして家庭裁判所には考慮していただきたく、特に継続的な銀行取引がある場合には、その点の考慮なしに取り消すことが無い規律としていただきたい。	日常の銀行取引においても、本人は理解・判断して預金(財産)に関する取引をすべきものであるため。
5	第2法定後見の終了	1法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の(個別の)審判の取消し		8～9	－	法定後見の終了に際して、被後見人の状態をどの程度であれば終了とするか、健康状態の観点は考慮していく必要があると考える。介護状態にも段階があり、要支援、要介護の段階は異なるもので、要介護状態にもかかわらず終了してよいものか、このあたり、制度を超えての議論・検討が必要と考える。	－
6	第2法定後見の終了	1法定後見の開始の審判又は保護者に権限を付与する旨の(個別の)審判の取消し		10	18～	引き続き検討のステータスとなっているが、現行法の仕組みよりも法定後見の保護者がその地位を有しないこととなる場面が増えることに照らし、本人の取引の相手方の保護について必要な見直しをすることについて、検討いただきたい。	－
7	第2法定後見の終了	2法定後見に係る期間	乙2案	10 11	29～ 19～	法定後見に係る期間については、本人保護の観点でも取引の相手方としても、終了時に審判を必要とする仕組(乙2案)としていただきたい。	本人保護の観点としては、延長の申立の手続を経ないと本人が必要としているにも関わらず一定期間後に保護が自動失効すること(乙1案)は望ましくないと考える。また、取引の相手方である銀行としては期日管理負担・コストが重いため、期間の考え方を設けるとしても乙2案とし、後見終了時および終了以降の状態を、適切な主体・タイミング(開始時か終了時を想定)で認定(審判・判断)する仕組みを希望したい。
8	第3保護者に関する検討事項	5保護者の報酬		17	27	引き続き検討のステータスとなっているが、専門職後見人の費用は年間で数十万となり、実務対比報酬が高すぎるとの実際の利用現場での意見もみられることから、検討の際には留意いただきたい(親族後見人の監督人への報酬についても同様。)	－
9	第4法定後見制度に関するその他の検討事項	6成年被後見人の遺言		21	20～28	成年後見人の遺言に係る考え方は、第1の1(1)の案に応じて中間試案に取りまとめているが、いずれの案が採用されたとしても、遺言の効力を担保する一定の規律は必要であると考え。第1の1(1)の案で、乙1案が採用された場合は、新たな規律を検討いただき、乙2案が採用された場合は、現行と同様に民法973条にもとづく医師2名以上の立ち合いのもと効力を担保いただきたい。	－

10	第6任意後見制度と法定後見制度との関係	1任意後見制度と法定後見制度との併存の可否等		25	-	乙案に反対はしないが、その場合には、家庭裁判所等が権限重複が発生しない権限の分掌を明確化し審査する、具体的な取引の場面においては双方の取り決めにより取引可能な代理を限定(例えば1名)できる運用を認める、トラブル時に判断を仰げる相談先を設ける等の工夫を求める。	-
11	第7任意後見制度に関するその他の検討	1任意後見契約の方式、任意後見契約の一部の解除及び当事者の合意による事務の委託の追加(変更)、任意後見契約の一部の発効、予備的な任意後見受任者		26	-	代理権設定の範囲が個別具体的な事案毎に付与される場合は、引き続き登記証明書等で取引の相手方が客観的に判別可能であることが必要であるとする。	取引の相手方である銀行としては、権限の有無を確認し各手続に関して応じて良いものかを判断する必要があるため。
12	全体	全体				法改正を行う場合、公布日から施行日まで十分な期間を確保いただきたい。	中間試案においては、法定後見制度の類型の変更や期間の定めの新設等の抜本的に改正する方向で取りまとめられていると理解しており、改正後の制度に対応するための大幅なシステム構築および事務フローの見直しを行う必要があるため。